

独立行政法人環境再生保全機構 第三期中期計画

平成 26 年 3 月 28 日
変更 平成 28 年 1 月 26 日
変更 平成 28 年 9 月 30 日
変更 平成 29 年 3 月 14 日

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定に基づき、以下のとおり独立行政法人環境再生保全機構中期計画（以下「中期計画」という。）を定める。

独立行政法人環境再生保全機構理事長 福井 光彦

まえがき

昭和 30 年代から 40 年代の高度経済成長の過程において大規模な公害が問題となる中、公害防止施設の建設を推進する機関として公害防止事業団（後の環境事業団）が、また公害健康被害者の迅速な救済を図るための機関として公害健康被害補償協会（後の公害健康被害補償予防協会）が設立された。その後両組織は、環境問題の態様の変化に対応し、公害による健康被害を予防するための事業や民間における環境保全活動を支援するための事業などにも取り組んできた。

機構はこれらの業務を引き継いで平成 16 年に設立され、さらに平成 18 年度からは、新たに石綿による健康被害救済業務を実施している。また、平成 28 年 10 月から研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務を追加して実施することとなった。

機構は、環境大臣が定めた第三期中期目標を達成するために、第二期中期目標期間の実績を踏まえ、第三期中期目標期間においては、独立行政法人に求められる自主的、自律的な組織運営と業務運営をさらに強化し機構に課せられた業務を効率的、効果的に実施することにより、国民に一層質の高いサービスの提供に努めるとともに、環境政策を実施する独立行政法人として、様々な政策ニーズにも応えられるよう、機構がこれまでに培ったノウハウや知見等の施策実施能力をより高めつつ、それらを最大限に活用し、国民の期待と信頼に応え、環境行政の円滑な推進に寄与するため、以下に掲げる中期計画を確実に遂行するものとする。

・中期計画の期間

機構の中期計画の期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため

とるべき措置

機構は、機構法に定める各種業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民に分かりやすい情報提供を広く行うように努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図りながら以下のとおり、各業務を遂行することとする。

また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。

< 公害健康被害補償業務 >

公害健康被害者(被認定者)への補償給付等に必要な費用の一部をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収(汚染負荷量賦課金、特定賦課金)し、それらを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付する業務を行う。

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上を維持する。

納付義務者からの適正・公正な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成24年度実績に比し50%増の実地調査等を計画的に実施する。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

徴収関連業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成24年度実績に比し、平成30年度末までに5%以上の委託費の縮減を図る。

汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を平成30年度末までに70%以上とし、業務の効率化を図る。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性の向上を図るため、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。

汚染負荷量賦課金の徴収関連業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告書に係る手続の適正化を図るため、現地指導を実施する。現地指導では都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに国及び都道府県等に提供する。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

都道府県等のニーズ等に対応したオンライン申請システムの見直しを行うとともに、担当者に対し研修を実施する。

< 公害健康被害予防事業 >

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）に基づく旧第一種地域等の地域住民（以下「地域住民」という。）の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等（以下「ぜん息等」という。）の発症予防及び健康回復を図るため、調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、地方公共団体が行う健康相談、健康診査、機能訓練事業、施設の整備等について助成を行う。

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図る。

また、事業の実施に当たっては、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。

2. ニーズの把握と事業内容の改善

効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。

3. 調査研究

(1) 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業の効果的な実施に向けた課題や患者の日常生活の管理・指導等に関する課題に重点化を図り、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に係る課題や今日的な大気汚染の知見の蓄積に向けた課題に重点化を図る。

なお、研究課題の重点化を行うことにより、調査研究費総額を平成 24 年度比で 10% 以上削減する。

新規に採択する調査研究課題については、公募制を継続し透明性の確保を図る。公

募の実施に当たっては、競争性を高める観点からホームページの活用や関連学会等との連携により広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。

- (2)各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。

さらに、研究成果については、研究発表会やホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の向上や大気環境の改善に直接役立つ情報については、より分かりやすい資料を作成するなどしてホームページやパンフレットなどにより、広く情報提供を行う。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

- (1)地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。

また、事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得る。なお、個人の自己管理や大気環境の改善に向けた取組等を促す事業については、事業効果の継続的な把握に努め、結果を事業に反映させるなど質の向上を図る。

- (2)ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、効果的な提供方法や内容の充実を図る。

5. 研修の実施

地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。

また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。

実施に当たっては、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。

なお、当該年度の研修に参加したソフト3事業従事者を対象に追跡調査を実施し、平均80%以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。

6. 助成事業

環境保健分野に係る助成事業については、第二期中期目標期間中における事業効果等を踏まえ、重点的推進事項を定め、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的実施に向けた取組を推進する。

なお、ソフト3事業については、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図るものとする。

環境改善分野に係る助成事業については、真に必要な事業に限定して実施する。

<地球環境基金業務>

環境保全に取り組む民間団体(NGO/NPO)の活動を支援するため、民間団体による環境保全活動に対する助成(助成事業)を行うとともに、環境保全活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修(振興事業)を実施する。

1. 助成事業に係る事項

(1) 助成の重点化

助成対象については、国内助成では地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成では開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。

その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施する。

(2) 助成先固定化回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。また、助成事業のより効果的な周知広報の実施、助成実績の少ない地域での重点的な助成金説明会の開催、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体に助成(基本的に助成全体の2割以上)を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大に引き続き努める。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、審査マニュアル等の随時見直しによる担当者の審査能力向上を図ることなどにより、事務処理の1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上、審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させるほか、評価結果のより効果的な活用方法について検討等を行い事業の推進を図る。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

募集時期の早期化を図り、継続案件の事前審査、内定団体説明会における個別指導の推進等により、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。

毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。

助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介するほか、関係団体とネットワークを構築し、連携強化を図ることで、より広範な情報提供にも努める。

2. 振興事業に係る事項

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業については、重点施策等国の政策目標への取組や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。

研修事業については、民間団体を支援している他の助成団体などと有機的な連携を図りつつ、環境問題に取り組む民間団体に対し、人材育成の観点を中心として、助成事業とも連携した、より効果の高い研修事業に重点化する。

また、これら事業の実施に当たっては、民間団体の発展に資することを目的として、企業や国民が協働・連携した取組の促進やそれへの積極的な参加を促すための情報の提供に努める。

(2) 研修事業の効果的な実施

実施された研修事業の効果等に関する評価を行い、より効果的な研修の実施に努め、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。

3. 地球環境基金の運用等について

地球環境基金事業開始から20年を経過したことを踏まえ、第三期中期目標期間中の募金等の総額等が平成25年度末までの5か年間の出えん金の総額及び件数を上回るよう、これまでの取組を国民・事業者等の理解を促進するため、総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、新たな募金方法等の検討を行うなど募金等の活動を強化するなどして、地球環境基金のより一層の造成に努める。

また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環

境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理に要する費用の軽減（軽減事業）、PCB廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定又は安全性の確保に係る研究・研修の促進（振興事業）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第13条第1項に基づく処分等措置に要する費用の軽減（代執行支援事業）に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。

本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況、並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表する。

<維持管理積立金の管理業務>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を機構に積み立てる。

本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。

<石綿健康被害救済業務>

石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対する医療費等の救済給付を支給する等の業務を行うとともに、石綿健康被害者が今後とも増加する傾向にあると見込まれることから、これに備えた取組を行う。なお、制度のより適切な運営のため、労災保険制度等他制度との連携に努める。

1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施

(1) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、申請者等に対するきめ細かな対応を含め、認定等に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。

また、労災保険制度の対象になり得る申請については労災保険窓口の情報提供を行うなど、他制度との連携に努める。

(2) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、被認定者等に対するきめ細かな対応を含め、救済給付の支給に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。

2. 救済給付の支給に係る費用の徴収

救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、適切に拠出金を徴収する。

3．制度運営の円滑化等

- (1) 保健所等における受付業務の円滑化のため、担当者への適切な情報提供等を行う。
- (2) 被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営等に反映させる。
- (3) 認定等に係る事務処理を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図る。
- (4) 環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。
- (5) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元するほか、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。
- (6) 認定や給付の状況など、救済制度の運営について随時及び年次で情報を公開する。

4．救済制度の広報・相談の実施

- (1) 年度計画を定めて、多様な媒体等を活用し、国民に制度を周知するための確実かつ広範な広報を実施するとともに、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域性等にも配慮したきめ細かで効果的な広報を実施する。
- (2) 救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて救済制度及び申請手続の説明を行う。

5．安全かつ効率的な業務の実施

- (1) 認定申請・給付請求から給付に至るまでの業務を管理するシステムを活用し、セキュリティを確保しつつ業務を効率的に実施するとともに、認定・給付の状況についてのデータをもとに業務を適切に管理する。
- (2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳格に行う。

6．救済制度の見直しへの対応

法律に規定されている政府による制度の見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。

<環境研究総合推進業務>

地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会の実現に向けた環境政策の推進にとって不可欠な科学

的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究及び技術開発等（エネルギー起源CO₂の排出抑制に資する研究及び技術開発（特定の産業の発達、改善、調整を目的としているもの）に係るものを除く。）を実施する環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の最大化に向けた事業の高度化、効率化に資するため、次の取組を実施する。

1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施

(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成27年8月20日中央環境審議会答申）」（以下「推進戦略」という。）に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげることを目的とする「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を実施する。

研究及び技術開発等の推進に当たっては、機構内に推進費に係る業務を担当する新たな部署を設置し、専門性のある職員の登用を行い、推進費に係る業務の運営を円滑かつ効果的に実施するための体制を整備する。

研究及び技術開発等の公募に当たっては、環境省の行政ニーズを提示し、公募説明会の開催やウェブサイトへの掲載等により積極的に本制度の周知に努め、広く研究者からの提案を募る。これらにより、研究レベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。

（平成28年度新規課題：262件、平成27年度新規課題：225件、平成26年度新規課題：282件）（戦略的研究開発領域を除く）

(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

環境研究・環境行政に係る専門的な知見に基づき、公正な評価を行うため、外部有識者により構成される環境研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）及び戦略プロジェクトのフェジビリティスタディ、戦略プロジェクト、推進戦略で設定する個別研究課題の領域の各研究部会等を機構において設置する。

機構は、環境省が設置する環境研究企画委員会、推進委員会及び研究部会等の意見を踏まえて、研究計画・進捗の妥当性、環境研究・環境行政に係る有用性等についてより専門的な視点から研究評価を実施する。この際機構においては、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等への参画を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。

また、審査・評価結果を環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告すること等により、環境省における推進費の基本方針の検討や策定に協力する。

研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。

事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直

近5年間の実績の平均値()を上回り、さらに60%以上となることを目指す。

また、各年度において、学識経験者(アドバイザー)及び十分な研究経歴を有する専門家である各研究課題のプログラム・オフィサー(以下「PO」という。)が出席して、研究及び技術開発等の進め方等について助言を行うアドバイザリーボード会合を、原則として年1回以上、研究代表者が開催するよう支援し、関係者に対する学識経験者(アドバイザー)からの助言に加えて、POによる情報共有、研究の進捗確認等が行えるようにする。

業務移管前の直近5年間の平均値は50.3%に留まっており、目標達成は容易ではなく、困難度が高い。

(3) 研究成果の普及及び活用の促進

推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。

また、全ての研究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開し、広く公表するとともに、研究成果発表会を開催したり研究成果を広く周知するシンポジウムを開催したりするほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。

2. 効率的、効果的な研究及び技術開発等の推進

(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など、予算の弾力的な執行により、研究費の利便性を向上し、事業の効率的、効果的な実施を図る。

なお、研究者に対して、研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち60%以上の者から上位2段階までの評価を得る。

推進戦略では、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。

(2) 研究者への助言等の支援の強化

環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、POを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、研究者への行政ニーズの周知徹底、政策検討状況の情報提供、助言等といった研究者への支援強化など、管理体制を充実させる。

また、研究課題の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映し、研究成果の最大化を図るため、評価結果と進捗管理を連動させた審査・評価の高度化を図る。

(3) 研究費の適正な執行等

新規研究課題の採択に当たっては、公正かつ適正な実施の確保を図るため、応募課題の研究計画書における他の研究費の応募・採択状況や府省共通研究開発管理システム(e R a d)の研究者情報を確認し、研究費の不合理な重複や過度な集中を排除する。

また、研究費の効率的、効果的な活用を図るとともに、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費や委託業務の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底及び啓発を図る。

さらに、研究費の配分機関として、国の指針等に則って、不正行為の疑惑が生じた際等に適切に対応する。

・業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応し得る組織を構築するため、効率的な業務実施体制及び適正な人員配置の見直しの検討を適宜行う。

(1) 業務実施体制の見直しの検討

第三期中期目標期間中に、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の見直しの検討を行い、結論を得る。

また、管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るため、集約化やアウトソーシング等の活用を検討する。

(2) 内部統制の推進

内部統制に係る体制の整備

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について(平成26年11月28日総管査第322号。総務省行政管理局長通知)」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実にを行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。

コンプライアンスの推進

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。

リスク管理のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。

また、緊急時における業務継続実施体制を整備する。

情報セキュリティ対策等の推進

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略(平成27年9月4日閣議決定)」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。

2. 業務運営の効率化

(1) 経費の効率化・削減等

一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。

一般管理費

一般管理費(人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。)について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度(平成26年度)比で6.5%を上回る削減を行う。

ただし、新規に追加される業務については、平成29年度以降毎年度、前年度比1.65%以上の効率化を図るものとする。

業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度(平成26年度)比で4%を上回る削減を各勘定で行う。

人件費等

給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえた対応を適切に行う。

(2) 随意契約等の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に引

引き続き努めることとし、以下の取組を推進する。

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度作成する「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 21 条の 3 の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、機構内の審査機関である、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。

3. 業務における環境配慮

温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針の達成を含め、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定め、業務における環境配慮を徹底するとともに、自己点検を実施する。

また、毎年度環境報告書を作成し、公表する。

. 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

1. 予算、収支計画、資金計画 別紙のとおり

毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

(1) 承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政融資資金の返済を確実に行っていく必要がある。

平成 26 年度期首において約 220 億円と見込まれる破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という。）の残高を第三期中期目標期間中に 100 億円以下に圧縮することを目指す。

なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。

上記目標を達成するために以下の ~ を実施する。

約定弁済先の管理強化

正常債権に係る債務者を含む債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、約定弁済先が万一、

経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には迅速かつ適切な措置を講ずる。

返済態勢

延滞債権は的確に返済確実性を見極め、償却処理、法的処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の約定期に努める。

法的処理

債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては厳正な法的処理を進める。

償却処理

形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理する。

(2) サービスの活用と借入金等の完済

返済確実性の見込めない債権は、サービスを積極的に活用し、回収強化を図る。

また、財政融資資金の借入金の返済、機構債券の償還を着実に実施し、第三期中期目標期間中に完済することとする。

なお、借入金等の返済のための資金調達に当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図る。

・短期借入金の限度額

年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度10,000百万円とする。

・不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

・前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

・剰余金の使途

なし

・その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 職員の人事に関する計画

- (1) 第三期中期目標期間中に、債権管理回収業務の組織体制について、業務の状況等を踏まえ、その縮減等を検討し結論を得る。
- (2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、各階層、特に管理職層のマネジメント力向上に向けた各種研修を実施する。
- (3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。
- (4) 人員に関する指標
管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るとともに、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の検討を行い、結論を得る。

(参考)

期初の常勤職員数 140 人

期末の常勤職員数の見込み 148 人

3. 積立金の処分に関する事項

第二期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに第二期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第三期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

別 紙

予算（人件費の見積りを含む）

平成26年度～平成30年度予算

（ 総 計 ）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	19,129
国庫補助金	4,911
その他の政府交付金	60,657
都道府県補助金等	3,900
長期借入金	12,400
業務収入	207,974
運用収入	5,826
その他収入	940
計	315,737
支出	
業務経費	277,316
公害健康被害補償予防業務経費	220,356
うち人件費	2,084
石綿健康被害救済業務経費	23,497
うち人件費	1,822
環境保全研究・技術開発業務経費	10,106
うち人件費	270
基金業務経費	21,342
うち人件費	795
承継業務経費	2,016
うち人件費	1,199
借入金等償還	35,285
支払利息	322
一般管理費	4,317
うち人件費	1,826
計	317,239

[人件費の見積り]

期間中総額6,568百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

[退職給付債務財源の考え方]

退職一時金、年金債務及び厚生年金基金の積立不足解消のための財源は、汚染負荷量賦課金等の自己収入によるものを除いて運営費交付金及び石綿健康被害救済事業交付金を財源とするものと想定している。

[運営費交付金算定ルール] : 別添

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度予算
 (公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位 : 百万円)

区 分	補償事業	予防事業	金額
収入			
運営費交付金	1,727	-	1,727
国庫補助金	211	1,000	1,211
その他の政府交付金	40,919	-	40,919
業務収入	173,561	-	173,561
運用収入	-	3,694	3,694
その他収入	23	7	30
計	216,440	4,701	221,142
支出			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	215,692	4,663	220,356
うち人件費	1,207	877	2,084
一般管理費	725	637	1,362
うち人件費	319	274	593
計	216,418	5,300	221,718

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度予算
 (石綿健康被害救済業務勘定)

(単位 : 百万円)

区 分	金額
収入	
その他の政府交付金	19,738
業務収入	3,335
その他収入	360
計	23,432
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	23,497
うち人件費	1,822
一般管理費	1,416
うち人件費	585
計	24,913

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成28年度～平成30年度予算
 (環境保全研究・技術開発勘定)

(単位：百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	10,364
計	10,364
支出	
業務経費	
環境保全研究・技術開発業務経費	10,106
うち人件費	270
一般管理費	258
うち人件費	101
計	10,364

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度予算
 (基金勘定)

(単位：百万円)

区 分	地球基金事	PCB基金事業	維持管理事業	合計金額
収入				
運営費交付金	4,055	392	149	4,596
国庫補助金	-	3,700	-	3,700
都道府県補助金等	-	3,900	-	3,900
運用収入	906	-	1,225	2,132
その他収入	50	219	-	269
計	5,011	8,210	1,374	14,596
支出				
業務経費				
基金業務経費	4,505	15,520	1,317	21,342
うち人件費	530	199	66	795
一般管理費	457	171	57	685
うち人件費	193	72	24	289
計	4,961	15,692	1,374	22,027

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度予算
 (承継勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,443
長期借入金	12,400
業務収入	31,078
その他収入	282
計	46,203
支出	
業務経費	
承継業務経費	2,016
うち人件費	1,199
借入金等償還	35,285
支払利息	322
一般管理費	596
うち人件費	258
計	38,218

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度収支計画

(総 計)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	308,843
經常費用	308,843
公害健康被害補償予防業務経費	220,356
石綿健康被害救済業務経費	23,497
環境保全研究・技術開発業務経費	10,106
基金業務経費	21,364
承継業務経費	26,889
一般管理費	6,189
減価償却費	137
財務費用	306
収益の部	310,389
經常収益	310,389
運営費交付金収益	19,129
国庫補助金収益	1,211
その他の政府交付金収益	45,381
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	20,451
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	15,300
業務収入	200,466
運用収入	5,853
その他の収益	234
財務収益	2,364
純利益	1,545
前中期目標期間繰越積立金取崩額	621
総利益	2,166

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度収支計画
 (公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
費用の部	216,466	5,317	221,783
經常費用	216,466	5,317	221,783
公害健康被害補償予防業務経費	215,689	4,667	220,356
補償業務費	215,689	-	215,689
予防業務費	-	4,667	4,667
一般管理費	726	638	1,364
減価償却費	51	12	64
収益の部	216,472	4,708	221,180
經常収益	216,472	4,708	221,180
運営費交付金収益	1,727	-	1,727
国庫補助金収益	211	1,000	1,211
その他の政府交付金収益	40,919	-	40,919
業務収入	173,561	-	173,561
資産見返負債戻入	32	1	33
運用収入	-	3,700	3,700
財務収益	23	7	30
純利益 (純損失)	6	610	603
前中期目標期間繰越積立金取崩額	12	609	621
総利益 (総損失)	18	0	18

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度収支計画
 (石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	金額
費用の部	24,959
經常費用	24,959
石綿健康被害救済業務経費	23,497
一般管理費	1,416
減価償却費	46
収益の部	24,959
經常収益	24,959
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	20,451
その他の政府交付金収益	4,462
資産見返負債戻入	46
純利益	-
総利益	-

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成28年度～平成30年度収支計画
 (環境保全研究・技術開発勘定)

(単位 : 百万円)

区 分	金額
費用の部	10,364
経常費用	10,364
環境保全研究・技術開発業務経費	10,106
一般管理費	258
収益の部	10,364
経常収益	10,364
運営費交付金収益	10,364
純利益	-
総利益	-

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度収支計画
 (基金勘定)

(単位 : 百万円)

区 分	地球基金事業	PCB基金事業	維持管理事業	合計金額
費用の部	4,970	15,693	1,400	22,063
経常費用	4,970	15,693	1,400	22,063
基金業務経費	4,505	15,520	1,339	21,364
地球環境基金業務費	4,505	-	-	4,505
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	-	15,520	-	15,520
維持管理積立金業務費	-	-	1,339	1,339
一般管理費	457	171	57	685
減価償却費	9	1	4	14
収益の部	4,970	15,693	1,400	22,063
経常収益	4,970	15,693	1,400	22,063
運営費交付金収益	4,055	392	149	4,596
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	-	15,300	-	15,300
地球環境基金運用収益	906	-	-	906
維持管理積立金運用収益	-	-	1,247	1,247
資産見返負債戻入	9	1	4	14
純利益	-	-	-	-
総利益	-	-	-	-

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度収支計画
 (承継勘定)

(単位：百万円)

区 分	金額
費用の部	29,675
經常費用	29,675
承継業務費	26,889
一般管理費	2,467
減価償却費	13
財務費用	306
収益の部	31,824
經常収益	31,824
運営費交付金収益	2,443
事業資産譲渡元金収入	26,906
資産見返負債戻入	13
財務収益	2,335
雑益	127
純利益	2,149
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	2,149

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度資金計画

(総 計)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,602,082
業務活動による支出	287,275
投資活動による支出	1,185,809
財務活動による支出	35,292
次期中期目標期間への繰越金	93,706
資金収入	1,602,082
業務活動による収入	351,062
運営費交付金収入	19,129
国庫補助金収入	4,911
その他の政府交付金収入	60,657
都道府県補助金等収入	3,900
業務収入	205,495
運用収入	6,434
その他の収入	50,536
投資活動による収入	1,227,274
財務活動による収入	12,450
前中期目標期間よりの繰越金	11,296

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度資金計画
(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
資金支出	307,409	38,012	345,421
業務活動による支出	216,668	5,307	221,975
投資活動による支出	66,000	47,989	113,989
財務活動による支出	7	-	7
次期中期目標期間への繰越金	24,734	15,284	9,450
資金収入	307,409	38,012	345,421
業務活動による収入	213,961	4,701	218,663
運営費交付金収入	1,727	-	1,727
国庫補助金収入	211	1,000	1,211
その他の政府交付金収入	40,919	-	40,919
業務収入	171,082	-	171,082
運用収入	23	3,701	3,724
投資活動による収入	85,000	33,159	118,159
前中期目標期間よりの繰越金	8,448	152	8,600

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度資金計画
(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	342,088
業務活動による支出	24,091
投資活動による支出	303,400
次期中期目標期間への繰越金	14,597
資金収入	342,088
業務活動による収入	23,432
その他の政府交付金収入	19,738
地方公共団体等拠出金収入	3,335
運用収入	360
投資活動による収入	317,600
前中期目標期間よりの繰越金	1,055

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成28年度～平成30年度資金計画
(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	10,364
業務活動による支出	10,361
次期中期目標期間への繰越金	2
資金収入	10,364
業務活動による収入	10,364

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度資金計画
(基金勘定)

(単位：百万円)

区 分	地球基金事業	PCB基金事業	維持管理事業	合計金額
資金支出	15,200	530,177	312,425	857,802
業務活動による支出	5,029	15,897	6,052	26,977
投資活動による支出	9,860	521,501	236,900	768,261
次期中期目標期間への繰越金	311	7,220	69,473	62,564
資金収入	15,200	530,177	312,425	857,802
業務活動による収入	4,961	8,210	51,783	64,955
運営費交付金収入	4,055	392	149	4,596
国庫補助金収入	-	3,700	-	3,700
都道府県補助金等収入	-	3,900	-	3,900
運用収入	906	219	1,225	2,350
その他の収入	-	-	50,409	50,409
投資活動による収入	9,860	521,501	260,000	791,361
財務活動による収入	50	-	-	50
前期中期目標期間よりの繰越金	328	466	642	1,436

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度資金計画

(承継勘定)

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	46,407
業務活動による支出	3,871
投資活動による支出	159
財務活動による支出	35,285
次期中期目標期間への繰越金	7,092
資金収入	46,407
業務活動による収入	33,648
運営費交付金収入	2,443
業務収入	31,078
その他の収入	127
投資活動による収入	154
財務活動による収入	12,400
前中期目標期間よりの繰越金	204

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(参考)

運営費交付金の算定ルールについて

[運営交付金算定ルール]

運営費交付金 $G(y)$

$$= \text{一般管理費 } A(y) + \text{事業費 } B(y) + \text{特殊要因 } (X) - \text{自己収入 } (Y)$$

(注) 一般管理費及び事業費の積算根拠は、運営費交付金から充当される経費を前提とする。(以下、同じ。)

1. 一般管理費 $A(y) =$ 管理部門人件費 $S(y) +$ その他一般管理費 $C(y) +$ 退職手当

管理部門人件費 $S(y) =$ 役職員給与 (退職手当を除く) + 法定福利費

$$26 \text{ 年度以降} = \text{前年度人件費 } S(y-1) \times \text{人件費調整係数 } () \\ \times \text{人件費効率化係数 } (1)$$

(注) 退職手当は、毎年度予算編成過程において決定

その他一般管理費 $C(y) =$ の人件費及び退職手当を除く一般管理費

$$26 \text{ 年度以降} = \text{前年度その他一般管理費 } C(y-1) \times \text{消費者物価指数 } () \\ \times \text{一般管理費効率化係数 } (2)$$

2. 事業費 $B(y) =$ 事業費人件費 $S(y) +$ その他事業費 $D(y) +$ 退職手当

事業費人件費 $S(y) =$ 役職員給与 (退職手当を除く) + 法定福利費

$$26 \text{ 年度以降} = \text{前年度人件費 } S(y-1) \times \text{人件費調整係数 } () \\ \times \text{人件費効率化係数 } (1)$$

(注) 退職手当は、毎年度予算編成過程において決定

その他事業費 $D(y) =$ の人件費及び退職手当を除く事業費

$$26 \text{ 年度以降} = \text{前年度その他事業費 } D(y-1) \times \text{消費者物価指数 } () \\ \times \text{政策係数 } () \times \text{事業費効率化係数 } (3) + \text{競争的資金 } (E)$$

3. 競争的資金 $(E) =$ 競争的資金に基づく必要な経費。毎事業年度の予算編成過程において決定。

4. 特殊要因 $(X) =$ 特殊要因に基づく必要な経費。毎事業年度の予算編成過程において決定。

5 . 自己収入 (Y) = 地球環境基金運用収入の見積り額。毎事業年度の予算編成過程において決定。

26年度以降、積上げ方式による。

[注記] 前提条件

- 人件費効率化係数 (1) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 一般管理費効率化係数 (2) : 中期目標期間中 6 . 5 % 削減達成を勘案した場合
- 事業費効率化係数 (3) : 中期目標期間中 4 % 削減達成を勘案した場合
- 消費者物価指数 () : 毎年度の予算編成過程において決定
- 政策係数 () : 毎年度の予算編成過程において決定
- 人件費調整係数 () : 毎年度の予算編成過程において決定

(中期目標期間における運営費交付金は、次の係数を用いて推計)

項 目		係 数
人件費効率化係数	(1)	1.00
一般管理費効率化係数	(2)	29 年度までは 0.98355 30 年度は 0.98183
事業費効率化係数	(3)	0.989802
消費者物価指数	()	1.000
政策係数	()	1.000
人件費調整係数	()	1.000